

平成19年2月16日

各 位

会 社 名 コカ・コーラウエストホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 末 吉 紀 雄
C E O
(コード番号 2579 東証第1部、大証第1部、福証)
問 合 せ 先 広報・IRグループマネジャー 高瀬 雅 宏
(Tel. (092)283-5718)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月23日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、所要の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (2) 株主総会の招集に際し、インターネットを利用した株主総会参考書類等の開示を可能とし、株主の利便性を高めるため、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (3) 株主総会において株主が議決権を代理行使する場合の代理人の人数を従前どおり1名とするため、現行定款第15条を変更するものであります。
- (4) 取締役会において、緊急時および議案の内容に応じて臨機応変な対応を可能とするため、変更案第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (5) 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外取締役および社外監査役として優秀な人材を招聘しやすい環境を整備するため、変更案第27条(取締役の責任免除)および変更案第35条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を本株主総会へ提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。
- (6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月23日(金曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成19年3月23日(金曜日)

以 上

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社はコカ・コーラウエストホールディングス株式会社と称し、英文ではCOCA-COLA WEST HOLDINGS COMPANY, LIMITEDと表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を福岡市におく。 (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は2億7千万株とする。ただし、<u>株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 (新設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は100株とする。 2. 当社は1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。 (新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>コカ・コーラウエストホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>COCA-COLA WEST HOLDINGS COMPANY, LIMITED</u>と表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、<u>本店を福岡市におく。</u></p> <p>(機関) 第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億7千万株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u> 2. 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は株式につき名義書換代理人をおく。 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第11条 当社は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 2. 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第12条 定時株主総会は毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者および議長) 第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会においてあらかじめ定める順序により代表取締役がこれを招集しその議長となる。 2. 代表取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人をおく。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第13条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第14条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集する。</u></p> <p>(基準日) 第15条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定める順序により代表取締役がこれを招集し、その議長となる。 2. 代表取締役に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、<u>その株主または代理人は代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社に取締役15名以内をおく。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議により選任する。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は法令または定款に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第24条 取締役会の決議により相談役および顧問各若干名をおくことができる。</p>	<p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当会社に、<u>取締役15名以内をおく。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第28条 取締役会の決議により、<u>相談役および顧問各若干名をおくことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 (員数) 第25条 当会社に監査役7名以内をおく。 (選任) 第26条 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 (任期) 第27条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (常勤監査役および常任監査役) 第28条 監査役の互選により常勤の監査役を定める。また監査役の互選により別に常任監査役を定めることができる。 (監査役会の招集) 第29条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。 (監査役会規則) 第30条 監査役会に関する事項は法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会で定める監査役会規則による。 (報酬) 第31条 監査役の報酬は株主総会の決議をもってこれを定める。 (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 (員数) 第29条 当会社に、監査役7名以内をおく。 (選任) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役および常任監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、監査役会は、その決議によって別に常任監査役を選定することができる。 (監査役会の招集) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。 (削除) (監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第 6 章 計 算 (営業年度) 第32条 当社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までとし、その末日をもって決算期とする。 (利益配当) 第33条 利益配当金は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。 (中間配当) 第34条 当社は取締役会の決議により毎年6月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、中間配当という。)をすることができる。 (配当金の除斥期間等) 第35条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 前項の未払配当金には利息をつけない。	第 6 章 計 算 (事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 (剰余金の配当) 第37条 当社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をすることができる。 2. 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。 (配当金の除斥期間等) 第38条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 前項の未払配当金には、利息をつけない。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則 2</p> <p>第19条の規定にかかわらず、平成17年3月24日開催の当会社第47回定時株主総会において選任された取締役の任期は、当会社第49回定時株主総会終結の時までとする。なお、附則2は、当会社第49回定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>